

**「第6次広島県環境基本計画」素案に係る
県議会意見等への対応について**

1 要旨・目的

「第6次広島県環境基本計画」素案について、県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議や県民意見募集（パブリックコメント）での意見等を踏まえ、次のとおり対応する。

2 意見聴取状況

(1) 県議会（生活福祉保健委員会）における集中審議

ア 審議年月日

令和8年9月11日（金）

イ 意見件数

10件

ウ 意見と対応方針

別紙1「集中審議における意見と対応方針」のとおり

(2) 県民意見募集（パブリックコメント）

ア 募集期間

令和8年8月20日（木）から9月24日（木）

イ 意見件数

13名35件のうち、計画に関する意見13名28件

ウ 意見と対応方針

別紙2「県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針」のとおり

(3) 市町意見聴取

ア 募集期間

令和8年8月20日（木）から9月7日（金）

イ 意見件数

2市町4件

ウ 意見と対応方針

別紙3「市町意見聴取における意見と対応方針」のとおり

(4) 広島県環境審議会

ア 素案に係る審議

(7) 開催日

令和8年8月3日（月）

(イ) 意見件数

1名1件

(ウ) 意見と対応方針

別紙4「環境審議会における意見と対応方針」のとおり

イ 案に係る審議

(7) 開催日

令和8年10月8日（木）

(イ) 意見件数

なし

(5) 湾灘協議会

ア 開催日

令和8年10月7日（水）

イ 意見件数

1名1件

ウ 意見と対応方針

別紙5「湾灘協議会における意見と対応方針」のとおり

3 意見を踏まえた修正案

説明資料 04-2_『「第6次広島県環境基本計画」修正案』のとおり

4 その他

- 指標の現状値について、最新値が確定したため更新した。
- 今後、本計画の「瀬戸内海の環境の保全に関する計画」に位置付けた内容について、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく環境省との協議を踏まえ、一部修正することがある。

集中審議における意見と対応方針

※下線部：計画の記述を修正

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
1	ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池の導入促進について、国や企業の実証を待つのではなく、本計画に明記した上で、県としても主体的に取り組まれないこと。	取組の方向に、「 <u>ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池を含む</u> 新たな太陽光発電技術の普及を図るため実証等の支援に取り組むこと」を追記する。	25 26
2	地球温暖化による自然災害の激甚化、頻発化が強く懸念されており、危機感を持って温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、廃プラスチックの削減や資源循環等について、県内事業者や県民と共に取り組まれないこと。	県と県内企業、関係機関が連携し、排出量の把握、省エネ診断等の支援する他、県民が継続的に省エネ・脱炭素行動を実践・定着できる環境づくりを進める等、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいく。 また、県民・事業者・市町等と連携して、廃プラスチックの削減や資源循環等を推進していく。	—
3	形が悪く出荷できない野菜の有効活用については、食品ロス対策として、農林水産局とも連携して取組を推進する必要があること。	農林水産局とも連携して、規格外や未利用の農産物の有効活用の推進に取り組んでいく。	—
4	2030 年代後半に増加が見込まれる太陽光パネルの廃棄に向けては、今後は、県内の太陽光パネルの再生処理能力を本計画の目標に設定し、再生利用の取組を推進する必要があること。	将来の大量廃棄への対応に向け、効率的な収集運搬・処理や処理設備の高度化を促進し、関係事業者等と連携してリユース・リサイクル体制の強化に取り組んでいく。 また、目標設定については、本年 6 月に公布された「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」に基づき、今後、国において定められる基本方針等を踏まえながら、検討を進める。	—
5	県内産業の振興においては、最終処分場は必要であり、残余容量を将来にわたって確保するとともに、特に廃プラスチックについては、県外から最終処分目的で流入する廃棄物の半量を占めることから、リサイクルを促し、削減に取り組む必要があること。	県内最終処分場の残余容量を将来にわたって確保する必要があることから、残余容量の推移を注視しつつ、大都市圏など県外から流入する最終処分目的の廃プラスチックについては、流入元である自治体と連携して排出事業者にリサイクルを促していく。	—

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
6	栄養塩類管理計画の策定等を通じて豊かな海を実現することは、地域の魅力を高めることにもつながるため、本計画には施策の期待できる効果等についても記載を検討されたいこと。	取組の方向に、「 <u>海域の栄養塩類濃度の適切な管理等により、豊かな海づくりを目指すこと</u> 」を追記する。	55
7	海砂採取の影響を調べる環境状況調査を実施して10年が経過しており、改めて現状の環境状況調査を実施して、豊かな海を取り戻すための対策について検討を進める必要があること。	御意見の趣旨を踏まえ、取組の方向について、 <u>気候変動に伴う海水温の変化なども含め、幅広く情報収集を継続し、豊かな海を取り戻すために必要な対応を検討する旨に修正</u> します。	57
8	海洋プラスチックごみのうち、漁業関連ごみについて、かきパイプは減少しているが破損したフロートの回収は困難であることから、破損を抑制するフロートの研究や導入の支援に取り組む必要があること。	漁業関連ごみを含め、海ごみの削減に当たっては、関係機関と連携した取組を進める必要があることから、取組の方向に「 <u>関係機関との連携</u> 」について追記するとともに、具体的な取組について引き続き検討する。	64
9	漁業関連ごみを含めて、海ごみ回収を促進していくことについて、本計画により具体的に記載する必要があること。		
10	海ごみ清掃のボランティア団体が効果的に活動できるような情報発信等に取り組む必要があること。	海ごみ対策において、ボランティア団体や地域住民等による清掃は重要な活動と捉えていることから、取組の方向に、「 <u>海ごみに関する基礎情報や活動団体等による清掃情報などを収集し、ホームページ等で発信・共有する</u> 」ことについて追記するとともに、引き続き効果的な発信に取り組んでいく。	64

県民意見募集（パブリックコメント）における意見と対応方針

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針
1	省エネルギーに関する新しい知識を踏まえた生活行動の転換促進や、省エネルギーに係る広報が必要と考える。	省エネ行動の定着に向け、引き続き、支援や情報発信に努めてまいります。
2	人口減少に見合ったエネルギー供給の形を考え、無計画に自然破壊を伴って供給量を増やすのではなく、必要なだけ、予備だけを確保することがよいと考える。	地域共生や環境に配慮した再生可能エネルギーの導入に努めてまいります。
3	暑い時間帯は、エアコンがなくても休憩をとるか、できる範囲で、外の涼しい場所で可能な軽作業を行ったり、ゆったりとして休憩しながら過ごすことが望ましいと考える。	適切な暑さ回避行動を取れるよう、分かりやすく情報発信や普及啓発に努めてまいります。
4	空き地を駐車場に転換すると、結構熱くなる。空き地の緑化が利益になると認識されれば、そちらに移行してもらえるのではないかと。	緑地は、日射遮蔽や暑さの緩和の調整機能を有することから、重要と認識しており、貴重な御意見として承ります。
5	指標の廃プラスチックの再生利用率について、サーマルリサイクルを含めるのであれば、有効利用率とすべきではないか。または、誤解を与えないように、その内訳を明示すべきではないか。	再生利用には、セメント原燃料化や固形燃料化などのサーマルリサイクルを含んでいます。再生利用の定義は、環境省が毎年度実施する産業廃棄物排出・処理状況調査と同一としています。
6	有機性汚泥や食品廃棄物等の堆肥化・肥料利用を、地域資源循環の具体的な取組として明記し、品質と安全性が確保された国内資源由来肥料の製造量・利用量等を指標として設定してほしい。	有機性汚泥や食品廃棄物の資源循環の促進も重要な取組であると認識しています。循環経済への移行に向けた資源循環の推進において、有機性汚泥や食品廃棄物等の循環利用の促進などの取組も進めてまいります。
7	県内の沿岸部か島しょ部に、牡蠣いかだの共同処分施設を建設することを提案する。広島県や県内漁業協同組合、そして民間企業が一緒になって、牡蠣いかだの一元的に適正な処理を行える場所を設置することが望ましい。環境に配慮した「日本一の牡蠣の生産地」を目指してほしい。	廃かき筏の処分については、課題であると認識しており、貴重な御意見として承ります。

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針
8	現在、焼却処理されている一般家庭の残飯や、流木・剪定枝・落ち葉などの自然物は遠くへ運ばず、その場で自然分解させて土地の栄養に還元する仕組みを作ることが理想です。もし移動が必要な場合でも、できるだけ近くで自然分解を促すことを提案する。	生ごみや自然物を自然分解させて自然に還元することは有用な取組であると認識しており、貴重な御意見として承ります。
9	草を抜いたり刈る回数を減らし、手入れをしなくても自然に花が咲く花壇を作ること、流木や剪定枝、落ち葉などの自然物は遠くへ運ばず、その場で自然分解させて土地の栄養に還元する仕組みを作ることが望ましい。移動させる場合は、近場で自然分解を促すことがよいと考える。	
10	社会には環境問題に関心を持ち、経済的支援を行う企業や団体が多く存在し、県内の大学でも多数の賛同者が参加している。一方で不法投棄や不適切な行為により環境に悪影響を与える事例もある。かつて松永湾で彼岸ふぐや地中小動物（穴じゃこ、磯ガニ、じゃこエビ等）の大量死を現認され、薬物の投棄が原因と推測する。環境改善の姿勢は評価されるが、不心得な行為に対しては司法を含む毅然とした対応が必要である。	御意見のとおり、環境負荷の少ない社会を実現するためには、行政だけでなく、県内の様々な主体（県民・民間団体・事業者等）が環境に配慮した取組を進めることが重要と考えています。 一方、御指摘の内容については事実確認ができておりませんが、法に違反する行為を覚知した場合は、関係機関と連携して、必要な指導等を行ってまいります。
11	産業廃棄物処理施設の確保について、管理型処分場は、民間事業者による設置が困難な状況が続いていると思われる。 また、公共関与処分場の残存容量が少なくなっていることを踏まえると、今回の環境基本計画において、公共関与による最終処分場の整備に係る方針を明確にしておく必要があると考えるがどうか。	県内事業者から発生する産業廃棄物最終処分量は、リサイクル等による資源循環の取組により、徐々に減少しているところであり、今後も一層のリサイクル等を推進することとしています。 御意見も踏まえ、適切な処理体制が確保されるよう、今後とも、県内事業者の動向を注視しつつ、公共関与処分場のあり方を適宜、検討を進めてまいります。
12	気象情報の報道等において、熱中症だけでなく、光化学オキシダントの基準の周知や予想される警戒について報道機関とも連携して健康被害防止に努めるべきである。	光化学オキシダントについては、県ホームページ（広島県大気情報ポータルサイト）で測定局ごとの測定結果（1時間値）や注意報等発令状況の周知を図っているほか、発令時には報道機関等に対して情報提供を行っております。引き続き、効果的な情報発信等に取り組んでまいります。

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針
13	海に与える影響を考慮して、海や川へ下水を直接流さない方法を工夫し、自然循環を促すことで、海の水質を長期的に改善する取組が必要と考える。	地域の実情に応じた生活排水処理は重要と認識しており、貴重な御意見として承ります。
14	50～70年前の松永湾は周辺住民に自然の恵みを与える宝庫であり、四季折々の風景は誇りでもあった。しかし、人間の欲やわがままでその良さは失われてしまった。我々は過去を猛省し、後に続く人たちへの責任を果たす必要がある。行政はその旗頭として強い指導力を発揮し、教育・宣伝活動を行い、県民の未来を希望あるものにしてほしい。	本計画では、環境にやさしい広島づくりと次代への継承を基本理念とし、松永湾を含む瀬戸内海については、「美しく恵み豊かな瀬戸内海」の実現に向けて、沿岸域の環境の保全・再生・創出、水質の保全及び管理等の取組を進めることとしています。御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
15	各自が住まいや居住地の周囲を片付けたり、屋外や移動中の利用場所で、目について処理可能な場合、即時に適正処理することが望ましい。 また、海岸など管理者がいる場所でのゴミ拾いは、管理者と協力して回収ゴミを長期に放置せず、即日、又は翌日には適正処理することが望ましい。 屋外では、鉢植えより地植えを増やすことがよいと考える。	プラスチックごみの海洋流出の防止にあたっては、日常的な心掛けと習慣化が大切だと認識していますので、御意見を参考に、引き続き、情報発信等に努めてまいります。
16	快適な緑地環境の整備や良好な景観の為に、見た目だけの緑化の為に動物や環境へ流れ出る農薬について、何を使用しているのか明らかにすると共に、環境にやさしい農薬使用をすることを希望する。	御意見を参考に、今後とも市町等と連携しながら身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造に努めてまいります。
17	宮島でのシカへの給餌活動は、生ゴミの不法投棄にあたる行為であり、自然環境破壊などにつながる。給餌活動については、厳格に取締るべきである。	現在、廿日市市では宮島地域シカ対策協議会を組織し、シカを自然な状態に戻すため、「宮島地域シカ保護管理計画」を策定し、餌やり禁止とごみ管理の徹底による個体数管理を対策の柱として、地域住民の理解と協力のもと保護管理を進めています。 いただいた御意見は、貴重な御意見として承り、廿日市市宮島地域シカ対策協議会に共有させていただき、今後の取組に活かしてまいります。
18	生物多様性の保全及び自然公園の適正な保全管理を推進する観点から、宮島を含む自然公園等における大規模又は継続的な野生動物への不適切な給餌の防止を施策として位置付けるべきである。	

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針
19	人間の都合だけで野生動物の一部を害獣とし殺すことを前提とした対策には反対であり、生態系の一員として命を尊重することを基本とした環境対策を進めてほしい。 また、地元のハンターによる捕獲については、行政により確認、指導を行い、駆除による効果等の検証を求める。	クマ等を人の日常生活圏に出没させない対策が重要であると考えており、未利用果樹の伐採の対策に取り組む市町への支援など必要な取組を引き続き進めてまいります。
20	野生動物の捕獲を担うハンターや捕獲従事者について、より厳格な管理、監督と県民への情報公開を求める。	野生動物の捕獲は法律に基づき制限されており、一定のルールのもとで捕獲等が認められています。 また、捕獲者の育成や資質向上に向けては講習会等を開催しており、適切な狩猟に努めてまいります。
21	環境学習講師の派遣について、島嶼部や中山間地域の学校では派遣要件（受講者が10名以上）を満たさず、専門的な環境学習を行うことができないため、要件を緩和してほしい。	御意見を踏まえ、活用しやすい制度となるよう検討してまいります。
22	本環境基本計画が策定した背景には、我々市民が長くあるいは強く願っていた環境への不安と望みが行政に伝わったと感じている。我が団体と思いを同じくする数多の活動を応援し、支援する政策を望む。	環境学習講師の派遣やせとうち海援隊等による清掃活動などの自主的な環境保全活動等の取組を推進しているところであり、引き続き、地域における環境学習・環境教育を推進するとともに自主的な環境活動を行う団体等への支援を行ってまいります。
23	町内清掃活動を利用し、子どもは学校で、大人は職場や地域で学んだことを家庭や地域・職場で話し合い、実行できる時間・機会が必要と考える。	体験型の環境学習などを通じて、環境教育を推進してまいります。
24	ネット・ゼロカーボンや循環型社会などの事業は税負担による行政事務の拡大であり、公害防止や廃棄物処理に予算を絞るべきである。 啓発や指標管理などの多くを廃止・縮小し、過剰な進捗管理や指標設定を簡素化すること。	本計画は、「広島県環境基本条例第9条」に基づき策定する法定計画であり、本県が目指す「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」を具現化するための重要な施策として位置付けています。 社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、事業実施にあたっては効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針
25	再生可能エネルギー設備、省エネ機器、廃棄物処理施設、啓発用物品などの調達においては、中国製品を排除し、日本製・国内調達品を優先すること。	物品の調達にあたっては、「広島県グリーン購入方針」に基づき、環境物品が積極的に調達されるよう取り組むこととし、特定の国で製造された物品を一律に排除することは、公平な競争環境を確保する観点から困難ですが、引き続き、適正かつ効率的な調達管理に努めてまいります。
26	県民や事業者への過剰な義務付け、詳細な数値目標、報告書提出の圧力は現場の負担を増やし、経済活動の阻害となるため、行政の詳細な指導・規制・進捗管理を縮小し、公害規制に留めるべきである。 県民や事業者の自由な自助努力を尊重すること。	本計画は環境保全に関する基本構想や環境保全に関する施策に係る基本的事項を定めるものであり、経済活動の阻害となるような過剰な義務付けを行うものではありません。 また、指標の設定は、県内全体の現状や変化の動向を把握し、施策を客観的に評価するためのものであり、県民や事業者に対して、個別に達成や報告を義務付けるものではありません。 県民や事業者の主体的な取組を尊重し、計画の推進に努めてまいります。
27	環境施策においては、日本国籍を有する県民の生活・健康・安全を最優先に確保する方針を明記すること。 外国人の増加による生活環境への負荷を前提とした施策拡大を避け、日本人の生活環境を守ること。	本計画は、国籍を問わず、本県に在住・在勤し、活動する全ての県民の皆様が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に取組を推進するものであり、引き続き、全ての県民が安心して暮らせる生活環境の保全に努めてまいります。
28	環境保全は現実的な公害防止と資源管理に特化すべきである。 生活環境の観点から、外国人増加に伴う土葬の拡大を防ぐため、土葬禁止の条例化を推進する視点を考慮すべきである。	墓地や埋葬等に関する事項については、公衆衛生の確保等の観点から、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、各市町（一部は県等）において必要な規制や適切な管理が行われています。 御指摘いただいた「土葬の規制」に関する事項については、本計画が扱う環境の保全などの施策とは分野が異なるため、御意見として承ります。

※御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載しています。

なお、重複した内容、具体的に内容を判断できなかったものについては、掲載していません。

市町意見における意見と対応方針

※下線部：計画の記述を修正

番号	意見の内容（一部要約）	対応方針	修正頁
1	太陽光パネルの大量廃棄が見込まれ、回収・リサイクル処理体制の構築が急務とあるが、現状、課題、取組の方向に廃棄の抑制策（リユース）について明記することが必要ではないか。	御意見を踏まえ、太陽光パネルの資源循環について、現状、課題及び取組の方向に、「リユース」を追記します。	41
2	県内の産業廃棄物処理業関係の許可（更新・変更）時に、地元や市町の意見を聞いて、許可をするなど、見直しをしてほしい。	許可申請があった際には、関係市町に通知することとしておりますので、必要に応じて個別に市町の御意見を伺いながら、適切に対応してまいります。	—
3	PFAS 問題を踏まえて、最終処分場で許可後のフォローについて記載してほしい。 また、水質基準に盛り込んでほしい。	産業廃棄物最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、監視指導の徹底に取り組んでまいります。 PFOS 等については、全国知事会を通じて、事業者に対する PFOS 等の排出源特定のための調査協力や、排出源である事業者による浄化対策やばく露防止対策など、PFOS 等による被害拡大防止のための制度構築を検討するよう、国に対して要望しております。	—
4	悪臭防止の取組として、臭気指数等の導入とある。悪臭防止法第 8 条には市町が勧告や命令を行うこととなっているが、県も関わりを持って、もう少し踏み込んだ書き方をしてほしい。	個別の悪臭事案に係る対応については、市町へ助言を行うなど連携を図りながら、適切に対応してまいります。	—

※御意見のうち、内容について原文を一部要約し、掲載しています。

広島県環境審議会における意見と対応方針

※下線部：計画の記述を修正

番号	意見の内容	対応方針	修正頁
1	有機フッ素化合物（PFAS）について、「指針値超過事案に対応します」とあるが、今、問題となっている分野であるため、もう少し踏み込んだ記載をすること。	御意見を踏まえ、取組の方向に、 <u>「関係市と連携して、国が定めた対応の手引き等に従い、飲用ばく露防止の取組を進めるとともに、必要に応じて監視調査を継続します。」</u> を追記します。	52

湾灘協議会における意見と対応方針

番号	意見の内容	対応方針
1	最近 10 年で河川や海域が弱酸性から弱アルカリ性に変化してきたと感じている。 水素イオン濃度 (pH) の推移を有識者と共有し、水生生物への影響がないか検証すべきである。	水素イオン濃度 (pH) など、環境基準が設定されている項目については、公共用水域での常時監視を実施しており、必要に応じて有識者と水質の状況を共有し、環境の保全に努めてまいります。